

第二十九条第一項及び第四十六条第一項中「つど」を「都度」に改める。
 第四十七条第一項中「基いてすみやかに」を「基ついて速やかに」に改め、同条第二項第四号中「日附」を「年月日」に改める。
 第五十条第四項に次の一号を加える。

四 再審の請求の年月日
 第五十条に次の一項を加える。

五 再審請求書及びその添付書類に記載した事項に変更を生じた場合には、再審を請求した者は、その都度速やかにその旨を人事委員会に届け出なければならぬ。
 第五十一条の見出し中「再審請求」を「再審の請求」に改め、同条第一項を次のように改める。

人事委員会は、再審請求書が提出されたときは、その記載事項並びに再審を請求する者の資格、再審の請求の期限、再審の請求等の事由等を調査し、その請求を受理すべきかどうかを決定しなければならない。この場合において、次に掲げる再審の請求については、却下するものとする。

一 再審の請求をすることができない者によつて行われた再審の請求
 二 前条第一項各号に掲げる場合に該当しないことが明らかな理由によつて行われた再審の請求

三 前条第二項に規定する期間経過後に行われた再審の請求

四 再審の請求をすることにつき法律上の利益がないことが明らかな者によつて行われた再審の請求

五 第五十三条において準用する第八条第二項に基づく補正命令に従つた補正が行われない再審の請求

六 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた再審の請求で不備が補正できないものの
 第五十一条の次に次の一条を加える。

第五十一条の請求の受理後の却下
 (再審の請求の受理後の却下)

第五十一条の二 人事委員会は、受理した再審の請求が、前条第一項各号の規定により却下すべきものであつたことが明らかになつたときは、その再審の請求を却下するものとする。この場合において、その旨を当事者に通知するものとする。

第五十三条を次のように改める。
 (再審における規定の準用)

第五十三条 第一章(第一条を除く。)、第二章(第五条、第六条、第八条第一項、第九条、第十条及び第十条の二を除く。)、及び第三章の規定は、再審の場合における審査の手續に準用する。この場合において、第八条第二項中「前項」とあるのは、「第五十一条第一項」と読み替えるものとする。
 第六章を次のように改める。

第六章 削除

第五十四条の二 削除

第五十七条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

- この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
- 改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則第一条に規定する処分についての不服申立てであつて、この規則の施行前にされた処分に係るものについては、なお従前の例による。

(総務審査課)

福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十八年三月二十九日

福島県人事委員会
 委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第二十五号

福島県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

福島県人事委員会事務局組織規則(昭和五十八年福島県人事委員会規則第一号)の一部を次のように改正する。
 第五条第二項の表に次のように加える。

専門員	上司の命を受け、担任の専門的業務に従事する。
-----	------------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総務審査課)

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十八年三月二十九日

福島県人事委員会
 委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会規則第二十六号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成七年福島県人事委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。
 第十二条を次のように改める。

(病気休暇)

第十二条 条例第十三条第二項の人事委員会規則で定める病気休暇の期間は、次に掲げる負傷又は疾病の区分に応じ、それぞれ次に定める日数の範囲内で必要と認める期間とする。

- 結核性疾患、生活習慣病、精神科疾患及び特定疾患 百八十日
- 負傷及び前号に掲げる疾病以外の疾病 九十日

附 則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第十二条第一号に規定する病気休暇を使用している職員で、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後も引き続き当該病気休暇を使用しようとするものについての改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第十二条第一号の規定の適用については、同号中「百八十日」とあるのは、「二年以内の必要と認める期間」と読み替えるものとする。この場合において、この規則の施行日前に使用された改正前の規則第十二条第一号に規定する病気休暇については、改正後の規則第十二条第一号に規定する病気休暇として使用されたものとみなす。

3 この規則の施行日前に使用された改正前の規則第十二条第二号に規定する病気休暇については、改正後の規則第十二条第一号（結核性疾患を除く。）又は第二号に規定する病気休暇として使用されたものとみなす。

（総務審査課）

人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第二十七号

人事行政相談に関する規則の一部を改正する規則

人事行政相談に関する規則（平成十七年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「不利益処分についての不服申立てに関する規則」を「不利益処分についての審査請求に関する規則」に、「第八条第一項」を「第九条」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

（総務審査課）

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則をここに公布する。

平成二十八年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第二十八号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則

（趣旨）

第一条 この規則は、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」と

いう。）第三十八条の二第七項の規定に基づき、同法第七条第四項の規定により県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体（以下「地方公共団体」という。）のうち、別表に掲げる地方公共団体について、職員の退職管理に必要事項を定めるものとする。

（再就職者による依頼等の届出の手続）

第二条 法第三十八条の二第七項の規定による届出は、同項に規定する要求又は依頼（以下「依頼等」という。）を受けた後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した再就職者（法第三十八条の二第一項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）から依頼等を受けた場合の届出書（別記様式）を人事委員会に提出して行うものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 職
- 四 依頼等をした再就職者の氏名
- 五 前号の再就職者がその地位に就いている営利企業等（法第三十八条の二第一項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）の名称及び当該営利企業等における当該再就職者の地位
- 六 依頼等が行われた日時
- 七 依頼等の内容

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

別表（第一条関係）

地 方 公 共 団 体
須賀川市 喜多方地方広域市町村圏組合

別記様式（第2条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出書

年 月 日

福島県人事委員会委員長

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。
この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) () 氏 名 (印)		生年月日 (年齢) 昭・平 年 月 日生 (歳)	
所 属		職	

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) () 氏 名		要求又は依頼が行われた日時 平成 年 月 日 時	
再就職者が勤務する営利企業等の名称		営利企業等における再就職者の地位 (役職等)	
離職時の所属		離職時の職	

3 要求又は依頼の内容

--

用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「育児短時間算出率」という。）で除して得た額に現に受ける給料に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額」とする。

4 （へき地手当に準ずる手当に関する経過措置）

施行日の前日においてへき地等学校（市町村立学校職員の給与の支給に関する規則別表第二及び別表第三に掲げる学校又は共同調理場をいう。以下同じ。）として指定されていた学校又は共同調理場で施行日においてへき地等学校として指定されないこととなるもの（学校又は共同調理場の移転によりへき地等学校として指定されないものを除く。）に施行日の前日において勤務する学校職員で施行日以後当該学校又は共同調理場に引き続き勤務することとなるものは、当該学校職員が当該学校又は共同調理場に引き続き勤務している間、へき地等学校に勤務する学校職員とみなして、同規則第四条第四項から第八項までの規定を適用する。この場合において、同条第五項中「給料及び扶養手当の月額」とあるのは、「平成二十八年三月三十一日における給料及び扶養手当の月額」とする。

5 次の各号に掲げる学校職員に係る前項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

一 育児短時間勤務職員等以外の学校職員であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「平成二十八年三月三十一日における給料及び」とあるのは、「平成二十八年三月三十一日における給料の月額を同日における福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）第十条の規定によりその例によることとされる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た額及び同日における」とする。

二 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等以外の学校職員であつたもの 同項中「平成二十八年三月三十一日における給料及び」とあるのは、「平成二十八年三月三十一日における給料の月額を同日における福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）第十条の規定によりその例によることとされる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た額及び同日における」とする。

三 育児短時間勤務職員等であつて、施行日の前日において育児短時間勤務職員等であつたもの 同項中「平成二十八年三月三十一日における給料及び」とあるのは、「平成二十八年三月三十一日における給料の月額を同日における福島県市町村立学校職員の給与等に関する条例（昭和三十一年福島県条例第五十六号）第十条の規定によりその例によることとされる福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員に

適用される職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年福島県条例第四号）第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第一項に規定する勤務時間で除して得た数（以下この項において「育児短時間算出率」という。）で除して得た額に現に受ける給料に係る日における育児短時間算出率を乗じて得た額及び同日における」とする。

（採用給与課）

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

福島県人事委員会
委員長 今野 順夫

福島県人事委員会規則第三十号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第九号中「職員の任用に関する規則（昭和三十年福島県人事委員会規則第四号）第三条第一項及び第二項」を「職員の採用試験に関する規則（昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号）第三条第一項」に改め、同号を同条第十号とし、同条第五号から同条第八号までを一号ずつ繰り下げ、同条第四号の次に次の一号を加える。

五 降号 職員の号給を同一の職務の級の下の号給に変更することをいう。

第三条を次のように改める。

（基準となる職務と同程度の職務）

第三条 条例第三条の二第一項の規定による等級別基準職務表に掲げる職務と複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、次に掲げる等級別職務表に定めるとおりとし、それぞれの等級別職務表は、その名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。

- 一 行政職給料表等級別職務表（別表第一）
 - 二 公安職給料表等級別職務表（別表第二）
 - 三 教育職給料表等級別職務表（別表第三）
 - 四 研究職給料表等級別職務表（別表第四）
 - 五 医療職給料表（一）等級別職務表（別表第五）
 - 六 医療職給料表（二）等級別職務表（別表第六）
 - 七 医療職給料表（三）等級別職務表（別表第七）
- 第四条第二項中「人事委員会と協議して定める職員の職の格付表」を「条例別表第六から別表第十二までの規定及び前条の規定」に、「当該格付表の級」を「職務の級」に改める。
- 第二十五条第一項中「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給）」を「その者に適用される給料表の別に応じ、その降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表（別表第二十九）

の降格後の号給欄に定める号給」に改め、同条第三項に後段として次のように加える。

この場合において、当該号給は、当該職員が降格した日の前日に受けていた給料月額に達しない額の号給でなければならない。

第二十五条第四項を削る。

第四十二条の次に次の一条を加える。

(降号)

第四十二条の二 職員を降号させる場合におけるその者の号給は、降号した日の前日に受けていた号給より二号給下位の号給(当該受けていた号給が職員の属する職務の級の最低の号給の直近上位の号給である場合にあつては、当該最低の号給)とする。

第四十八条中「休職期間等調整換算表(別表第二十九)」を「休職期間等調整換算表(別表第三十)」に改める。

別表第一から別表第八までを次のように改める。
別表第一(第三条関係)

行政職給料表等級別職務表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
一級	一 教務、社会福祉主事、身体障害者福祉司、児童福祉司、知的障害者福祉司、心理判定員、相談調査員、児童指導員、生活指導員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、保育技師、一等航海士、二等航海士、一等機関士、二等機関士、建築技師、電気技師、通信技師、司書、文化財主事、学校司書、少年警察補導員又は交通巡視員の職務 二 警察本部の術科指導員、心理カウンセラー又は航空整備士の職務 三 警察用船舶の機関士又は航海士の職務
二級	一 副教務主任、副主任社会福祉主事、副主任身体障害者福祉司、副主任児童福祉司、副主任知的障害者福祉司、副主任心理判定員、副主任相談調査員、副主任児童指導員、副主任生活指導員、副主任児童自立支援専門員、副主任児童生活支援員、副主任保育技師、副主任建築技師、副主任電気技師、副主任通信技師、副主任司書、文化財副主査、副主任学校司書、主任、副主任少年警察補導員又は副主任交通巡視員の職務 二 警察本部の副主任術科指導員、副主任心理カウンセラー又は副主任航空整備士の職務 三 警察用船舶の副船長又は副機関長の職務 四 高度の知識又は経験を必要とする教務、社会福祉主事、身体障害者福祉司、児童福祉司、知的障害者福祉司、心理判定員、相談調査員、児童指導員、生活指導員、児童自立支援専門員、児童生活支援員、保育技師、一等航海士、二等航海士、一等機関士、二等機関士、建築技師、電気技師、通信技師、司書、文化財主事、学校司書、少年警察補導員又は交通巡視員の職務 五 高度の知識又は経験を必要とする警察本部の術科指導員、心理カウンセラー又は航空整備士の職務 六 高度の知識又は経験を必要とする警察用船舶の機関士又は航海士の職務

四級	三級
一 通信技術長、専門教務主任、専門社会福祉主事、専門身体障害者福祉司、専門児童福祉司、専門知的障害者福祉司、専門心理判定員、専門相談調査員、専門児童指導員、専門生活指導員、専門児童自立支援専門員、専門児童生活支援員、専門保育技師、専門建築技師、専門電気技師、専門通信技師、専門司書、専門文化財主査、専門少年警察補導員又は専門交通巡視員の職務 二 警察本部の次席、研究所副所長、副隊長、課長補佐、隊長補佐、科	一 教務主任、主任社会福祉主事、主任身体障害者福祉司、主任児童福祉司、主任知的障害者福祉司、主任心理判定員、主任相談調査員、主任児童指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任児童生活支援員、主任保育技師、主任工事検査員、主任建築技師、主任電気技師、主任通信技師、主任司書、車庫長、守衛長、副車庫長、副守衛長、文化財主査、主任学校司書、係長、主任少年警察補導員、主任交通巡視員、図書主任、専門員又は指導員の職務 二 警察本部の主任術科指導員、主任心理カウンセラー又は主任航空整備士の職務 三 規模の小さい出先機関の部長又は課長の職務 四 出先機関の出張所の長の職務 五 調査船、調査指導船、練習船又は警察用船舶の機関長又は通信長の職務 六 総トン数の大きい調査指導船の甲板長又は機関副長の職務 七 困難な業務を行う副教務主任、副主任社会福祉主事、副主任身体障害者福祉司、副主任児童福祉司、副主任知的障害者福祉司、副主任心理判定員、副主任相談調査員、副主任児童指導員、副主任生活指導員、副主任児童自立支援専門員、副主任児童生活支援員、副主任保育技師、副主任建築技師、副主任電気技師、副主任通信技師、副主任司書、文化財副主査、副主任学校司書、主任、副主任少年警察補導員又は副主任交通巡視員の職務 八 困難な業務を行う警察本部の副主任術科指導員、副主任心理カウンセラー又は副主任航空整備士の職務 九 困難な業務を行う警察用船舶の副船長又は副機関長の職務

<p>長、師範、専門術科指導員、専門心理カウンセラー又は専門航空整備士の職務</p> <p>三 出先機関の科長又は学科長の職務</p> <p>四 警察署の次長、課長又は課長代理の職務</p> <p>五 調査船、調査指導船又は警察用船舶の船長の職務</p> <p>六 総トン数の大きい調査指導船の船長、機関長又は通信長の職務</p> <p>七 困難な業務を行う教務主任、主任社会福祉主事、主任身体障害者福祉司、主任児童福祉司、主任知的障害者福祉司、主任心理判定員、主任相談調査員、主任児童指導員、主任生活指導員、主任児童自立支援専門員、主任児童生活支援員、主任保育技師、主任工事検査員、主任建築技師、主任電気技師、主任通信技師、主任司書、車庫長、守衛長、副車庫長、副守衛長、文化財主査、主任学校司書、係長、主任少年警察補導員、主任交通巡視員又は図書主任の職務</p> <p>八 困難な業務を行う警察本部の主任術科指導員、主任心理カウンセラー又は主任航空整備士の職務</p> <p>九 困難な業務を行う規模の小さい出先機関の部長又は課長の職務</p> <p>十 困難な業務を行う出先機関の出張所の長の職務</p> <p>十一 困難な業務を行う調査船、調査指導船、練習船又は警察用船舶の機関長又は通信長の職務</p> <p>十二 困難な業務を行う総トン数の大きい調査指導船の甲板長又は機関副長の職務</p>	<p>五級</p> <p>一 規模の小さい出先機関の長の職務</p> <p>二 規模の小さい委員会等の事務局の次長の職務</p> <p>三 出先機関（東京事務所に限る。）の副課長の職務</p> <p>四 出先機関の副所長、副校長、副学園長又は副学院長の職務</p> <p>五 出先機関の部長、事務長又は総括司書の職務</p> <p>六 練習船の船長の職務</p> <p>七 委員会等の事務局の課長補佐の職務</p> <p>八 困難な業務を行う通信技術長、専門教務主任、専門社会福祉主事、専門身体障害者福祉司、専門児童福祉司、専門知的障害者福祉司、専門心理判定員、専門相談調査員、専門児童指導員、専門生活指導員、専門児童自立支援専門員、専門児童生活指導員、専門保育技師、専門工事検査員、専門技術管理員、専門建築技師、専門電気技師、専門通信技師、専門司書、専門文化財主査、専門少年警察補導員又は専門交通巡視員の職務</p> <p>九 困難な業務を行う警察本部の次席、研究所副所長、副隊長、課長補佐、隊長補佐、科長、師範、専門術科指導員、専門心理カウンセラー又は専門航空整備士の職務</p>
--	--

<p>六級</p> <p>一 主任専門文化財主査の職務</p> <p>二 本庁の部主幹、企画主幹、総括主幹、局主幹、東京オリンピック・パラリンピック担当課長、企業誘致担当課長、空港利活用担当課長、復興住宅担当課長、庁主幹、施設整備室長、監察官、調査官、企画官、管理官、指導官、対策官、聴聞官、広報官、首席術科指導員、資料鑑識官、交通管制官又は交通安全施設官の職務</p> <p>三 規模の小さい委員会等の事務局の長又は書記長の職務</p> <p>四 委員会等の事務局の監査参事の職務</p> <p>五 出先機関（東京事務所に限る。）の課長の職務</p> <p>六 規模の大きい出先機関の事務長の職務</p> <p>七 警察学校の事務長の職務</p> <p>八 警察署の会計官の職務</p> <p>九 困難な業務を所掌する規模の小さい出先機関の長の職務</p> <p>十 困難な業務を所掌する規模の小さい委員会等の事務局の次長の職務</p> <p>十一 困難な業務を所掌する出先機関（東京事務所に限る。）の副課長の職務</p> <p>十二 困難な業務を所掌する出先機関の副所長、副校長、副学園長又は副学院長の職務</p> <p>十三 困難な業務を所掌する出先機関の部長、事務長又は総括司書の職務</p> <p>十四 困難な業務を所掌する練習船の船長の職務</p> <p>十五 困難な業務を所掌する委員会等の事務局の課長補佐の職務</p>	<p>七級</p> <p>一 本庁の政策監、部参事、知事公室長、局参事、風評・風化対策監、環境回復推進監、再生可能エネルギー産業推進監、食産業振興監、教育次長、庁参事、総務監、統括参事官又は参事の職務</p> <p>二 規模の大きい出先機関の副所長、副校長、副学院長又は副館長の職務</p> <p>三 困難な業務を所掌する主幹又は主任専門文化財主査の職務</p> <p>四 困難な業務を所掌する本庁の部主幹、企画主幹、総括主幹、局主幹、東京オリンピック・パラリンピック担当課長、企業誘致担当課長、空港利活用担当課長、復興住宅担当課長、庁主幹、施設整備室長、監察官、調査官、企画官、管理官、指導官、対策官、聴聞官、広報官、首席術科指導員、資料鑑識官、交通管制官又は交通安全施設官の職務</p>
---	---

別表第二(第三条関係)

公安職給料表等級別職務表

九級	理事、技監、危機管理監又は原子力損害対策担当理事の職務
八級	一 本庁の重要な業務を所掌する政策監、部参事、知事公室長、局参事、風評・風化対策監、環境回復推進監、再生可能エネルギー産業推進監、食産業振興監、教育次長、庁参事、総務監、統括参事官又は参事の職務 二 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の副所長又は副館長の職務
七級	一 本庁の重要な業務を所掌する政策監、部参事、知事公室長、局参事、風評・風化対策監、環境回復推進監、再生可能エネルギー産業推進監、食産業振興監、教育次長、庁参事、総務監、統括参事官又は参事の職務 二 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の副所長又は副館長の職務
六級	一 本庁の重要な業務を所掌する政策監、部参事、知事公室長、局参事、風評・風化対策監、環境回復推進監、再生可能エネルギー産業推進監、食産業振興監、教育次長、庁参事、総務監、統括参事官又は参事の職務 二 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の副所長又は副館長の職務
五級	一 専門指導員の職務 二 警察本部の研究所副所長、隊長補佐、科長、師範、鉄道警察隊長、機動鑑識隊長、水上警察隊長又は分駐隊長(警部に限る。)の職務 三 警察署の次長、課長代理又は交番所長(幹部交番に限る。)の職務
四級	一 班長、専門官又は指導員の職務 二 警察本部の水上警察隊副隊長、分駐隊長(警部補に限る。)又は分遣所長の職務 三 警察署の交番所長(幹部交番を除く。)、交番副所長(幹部交番に限る。)又は警備派出所長の職務 四 困難な業務を行う警察署の交番副所長(幹部交番を除く。)又は警備派出所副所長の職務
三級	警察署の交番副所長(幹部交番を除く。)又は警備派出所副所長の職務
二級	警察署の交番副所長(幹部交番を除く。)又は警備派出所副所長の職務
一級	警察署の交番副所長(幹部交番を除く。)又は警備派出所副所長の職務
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

別表第三(第三条関係)

教育職給料表等級別職務表

九級	一 警察本部の総務監、警備監、統括参事官又は首席監察官の職務 二 警察学校の校長の職務
八級	一 警察本部の研究所副所長、隊長補佐、科長、師範、鉄道警察隊長、機動鑑識隊長、水上警察隊長又は分駐隊長(警部に限る。)の職務 二 困難な業務を行う警察署の次長、課長代理又は交番所長(幹部交番に限る。)の職務
七級	一 警察本部の研究所副所長、隊長補佐、科長、師範、鉄道警察隊長、機動鑑識隊長、水上警察隊長又は分駐隊長(警部に限る。)の職務 二 困難な業務を行う警察署の次長、課長代理又は交番所長(幹部交番に限る。)の職務
六級	一 警察本部の研究所副所長、隊長補佐、科長、師範、鉄道警察隊長、機動鑑識隊長、水上警察隊長又は分駐隊長(警部に限る。)の職務 二 困難な業務を行う警察署の次長、課長代理又は交番所長(幹部交番に限る。)の職務
五級	一 警察本部の研究所副所長、隊長補佐、科長、師範、鉄道警察隊長、機動鑑識隊長、水上警察隊長又は分駐隊長(警部に限る。)の職務 二 困難な業務を行う警察署の次長、課長代理又は交番所長(幹部交番に限る。)の職務
四級	一 中学校の校長の職務
三級	一 主任指導主事、主任社会教育主事又は主任管理主事の職務 二 教育機関の部長の職務 三 困難な業務を行う指導主事、社会教育主事又は管理主事の職務
二級	一 実習教諭の職務 二 主任実習講師又は主任寄宿舎指導員の職務 三 指導主事、社会教育主事又は管理主事の職務
一級	実習講師の職務
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

九級	理事、技監、危機管理監又は原子力損害対策担当理事の職務
八級	一 本庁の重要な業務を所掌する政策監、部参事、知事公室長、局参事、風評・風化対策監、環境回復推進監、再生可能エネルギー産業推進監、食産業振興監、教育次長、庁参事、総務監、統括参事官又は参事の職務 二 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の副所長又は副館長の職務
七級	一 本庁の重要な業務を所掌する政策監、部参事、知事公室長、局参事、風評・風化対策監、環境回復推進監、再生可能エネルギー産業推進監、食産業振興監、教育次長、庁参事、総務監、統括参事官又は参事の職務 二 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の副所長又は副館長の職務
六級	一 本庁の重要な業務を所掌する政策監、部参事、知事公室長、局参事、風評・風化対策監、環境回復推進監、再生可能エネルギー産業推進監、食産業振興監、教育次長、庁参事、総務監、統括参事官又は参事の職務 二 困難な業務を所掌する規模の大きい出先機関の副所長又は副館長の職務
五級	一 専門指導員の職務 二 警察本部の研究所副所長、隊長補佐、科長、師範、鉄道警察隊長、機動鑑識隊長、水上警察隊長又は分駐隊長(警部に限る。)の職務 三 警察署の次長、課長代理又は交番所長(幹部交番に限る。)の職務
四級	一 班長、専門官又は指導員の職務 二 警察本部の水上警察隊副隊長、分駐隊長(警部補に限る。)又は分遣所長の職務 三 警察署の交番所長(幹部交番を除く。)、交番副所長(幹部交番に限る。)又は警備派出所長の職務 四 困難な業務を行う警察署の交番副所長(幹部交番を除く。)又は警備派出所副所長の職務
三級	警察署の交番副所長(幹部交番を除く。)又は警備派出所副所長の職務
二級	警察署の交番副所長(幹部交番を除く。)又は警備派出所副所長の職務
一級	警察署の交番副所長(幹部交番を除く。)又は警備派出所副所長の職務
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

九級	一 警察本部の総務監、警備監、統括参事官又は首席監察官の職務 二 警察学校の校長の職務
八級	一 警察本部の研究所副所長、隊長補佐、科長、師範、鉄道警察隊長、機動鑑識隊長、水上警察隊長又は分駐隊長(警部に限る。)の職務 二 困難な業務を行う警察署の次長、課長代理又は交番所長(幹部交番に限る。)の職務
七級	一 警察本部の研究所副所長、隊長補佐、科長、師範、鉄道警察隊長、機動鑑識隊長、水上警察隊長又は分駐隊長(警部に限る。)の職務 二 困難な業務を行う警察署の次長、課長代理又は交番所長(幹部交番に限る。)の職務
六級	一 警察本部の研究所副所長、隊長補佐、科長、師範、鉄道警察隊長、機動鑑識隊長、水上警察隊長又は分駐隊長(警部に限る。)の職務 二 困難な業務を行う警察署の次長、課長代理又は交番所長(幹部交番に限る。)の職務
五級	一 警察本部の研究所副所長、隊長補佐、科長、師範、鉄道警察隊長、機動鑑識隊長、水上警察隊長又は分駐隊長(警部に限る。)の職務 二 困難な業務を行う警察署の次長、課長代理又は交番所長(幹部交番に限る。)の職務
四級	一 中学校の校長の職務
三級	一 主任指導主事、主任社会教育主事又は主任管理主事の職務 二 教育機関の部長の職務 三 困難な業務を行う指導主事、社会教育主事又は管理主事の職務
二級	一 実習教諭の職務 二 主任実習講師又は主任寄宿舎指導員の職務 三 指導主事、社会教育主事又は管理主事の職務
一級	実習講師の職務
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

別表第四 (第三条関係)
研究職給料表等級別職務表

二	困難な業務を所掌する高等学校の副校長の職務
職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
一級	学芸員の職務
二級	一 主任学芸員の職務 二 副主任学芸員の職務 三 専門員の職務
三級	一 専門学芸員の職務 二 試験研究機関の課長の職務 三 困難な研究を行う主任学芸員の職務
四級	一 試験研究機関の副部長又は副所長の職務 二 規模の小さい試験研究機関の長の職務 三 規模の小さい試験研究機関の分場長の職務 四 困難な研究を行う専門学芸員の職務 五 困難な研究を行う試験研究機関の課長の職務
五級	一 主任専門学芸員の職務 二 本庁の課長の職務 三 困難な研究を行う試験研究機関の副部長又は副所長の職務 四 困難な研究を行う規模の小さい試験研究機関の長の職務 五 困難な研究を行う規模の小さい試験研究機関の分場長の職務

別表第五 (第三条関係)
医療職給料表(一)等級別職務表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
四級	本庁の部参事の職務

別表第六 (第三条関係)
医療職給料表(二)等級別職務表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
------	-----------------------

等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
三級	専門員の職務
四級	規模の小さい出先機関の部長の職務
五級	一 本庁の副課長の職務 二 出先機関の部長の職務
六級	一 主幹の職務 二 困難な業務を行う本庁の副課長の職務
七級	困難な業務を所掌する主任専門獣医技師、主任専門薬剤技師、主任専門医療技師又は主任専門放射線技師の職務

別表第七 (第三条関係)
医療職給料表(三)等級別職務表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
三級	看護師長又は専門員の職務
五級	本庁の副課長の職務
六級	一 主任専門看護技師の職務 二 困難な業務を行う本庁の副課長の職務

別表第八 削除
別表第二十九を別表第三十とし、別表第二十八の次に次の一表を加える。

別表第二十九 (第25条関係)

降格時号給対応表
1 行政職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	33	17	17	9	9	13	13	17	21
2	33	18	18	10	10	14	14	18	22

3	33	19	19	11	11	15	15	19	23
4	34	20	20	12	12	16	16	20	24
5	35	21	21	13	13	17	17	21	25
6	36	22	22	14	14	18	18	22	26
7	37	23	23	15	15	19	19	23	27
8	39	24	24	16	16	20	20	24	28
9	40	25	25	17	17	21	21	25	29
10	42	26	26	18	18	22	22	26	30
11	43	27	27	19	19	23	23	27	31
12	44	28	28	20	20	24	24	28	32
13	45	29	29	21	21	25	25	33	35
14	46	30	30	22	22	26	26	38	38
15	47	31	31	23	23	27	27	43	41
16	48	32	32	24	24	28	28	45	41
17	49	33	33	25	25	29	29	45	41
18	50	34	34	26	26	30	30	45	41
19	51	35	35	27	27	31	31	45	41
20	52	36	36	28	28	32	32	45	41
21	53	37	37	29	29	34	34	45	41
22	54	38	38	30	30	36	36	45	45
23	55	39	39	31	31	38	38	45	45
24	56	40	40	32	32	40	40	45	45
25	58	41	41	33	33	42	42	45	45
26	60	42	42	34	34	44	44	45	45
27	62	43	43	35	35	46	46	45	45
28	64	44	44	36	36	48	48	45	45
29	66	45	45	37	37	52	52	45	45
30	68	46	46	38	38	56	57	45	45
31	70	47	47	39	39	67	61	45	45
32	72	48	48	40	40	80	61	45	45
33	74	49	49	41	41	82	61	45	45
34	76	50	50	42	42	84	61	45	45
35	78	51	51	43	43	89	61	45	45
36	80	52	52	44	44	89	61	45	45
37	81	53	53	45	45	89	61	45	45
38	82	54	54	46	46	89	61	45	45
39	83	55	55	47	47	89	61	45	45
40	84	56	56	48	48	89	61	45	45
41	86	58	57	49	50	89	61	45	45

42	88	60	58	50	52	89	61		
43	90	62	59	51	54	89	61		
44	92	64	60	52	56	89	61		
45	93	66	63	53	58	89	61		
46	93	68	66	54	60	89	61		
47	93	70	69	55	62	89	61		
48	93	72	72	56	64	89	61		
49	93	76	75	57	66	89	61		
50	93	80	78	58	76	89	61		
51	93	84	81	59	88	89	61		
52	93	88	84	60	92	89	61		
53	93	93	88	61	93	89	61		
54	93	98	92	62	93	89	61		
55	93	103	97	63	93	89	61		
56	93	109	102	64	93	89	61		
57	93	115	107	65	93	89	61		
58	93	121	112	66	93	89	61		
59	93	125	113	67	93	89	61		
60	93	125	113	68	93	89	61		
61	93	125	113	69	93	89	61		
62	93	125	113	70	93	89	61		
63	93	125	113	71	93	89	61		
64	93	125	113	72	93	89	61		
65	93	125	113	73	93	89	61		
66	93	125	113	74	93	89	61		
67	93	125	113	75	93	89	61		
68	93	125	113	80	93	89	61		
69	93	125	113	85	93	89	61		
70	93	125	113	88	93	89	61		
71	93	125	113	89	93	89	61		
72	93	125	113	90	93	89	61		
73	93	125	113	91	93	89	61		
74	93	125	113	92	93	89	61		
75	93	125	113	93	93	89	61		
76	93	125	113	94	93	89	61		
77	93	125	113	95	93	89	61		
78	93	125	113	96	93	89	61		
79	93	125	113	97	93	89	61		
80	93	125	113	98	93	89	61		

81	93	125	113	99	93														
82	93	125	113	100	93														
83	93	125	113	101	93														
84	93	125	113	101	93														
85	93	125	113	101	93														
86	93	125	113	101	93														
87	93	125	113	101	93														
88	93	125	113	101	93														
89	93	125	113	101	93														
90	93	125	113	101															
91	93	125	113	101															
92	93	125	113	101															
93	93	125	113	101															
94	93	125	113																
95	93	125	113																
96	93	125	113																
97	93	125	113																
98	93	125	113																
99	93	125	113																
100	93	125	113																
101	93	125	113																
102	93	125																	
103	93	125																	
104	93	125																	
105	93	125																	
106	93	125																	
107	93	125																	
108	93	125																	
109	93	125																	
110	93	125																	
111	93	125																	
112	93	125																	
113	93	125																	
114	93																		
115	93																		
116	93																		
117	93																		
118	93																		
119	93																		

120	93																			
121	93																			
122	93																			
123	93																			
124	93																			
125	93																			

2 公安職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給								
	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1	9	13	17	25	9	9	13	13	13
2	9	13	18	26	10	10	14	14	14
3	9	13	19	27	11	11	15	15	15
4	11	14	20	28	12	12	16	16	16
5	12	15	21	29	13	13	17	17	17
6	12	16	22	30	14	14	18	18	18
7	13	17	23	31	15	15	19	19	19
8	14	18	24	32	16	16	20	20	20
9	16	19	25	33	17	17	21	21	21
10	17	20	26	34	18	18	22	22	22
11	17	21	27	35	19	19	23	23	23
12	18	22	28	36	20	20	24	24	24
13	20	23	29	37	21	21	25	25	26
14	20	24	30	38	22	22	26	26	30
15	22	26	31	39	23	23	27	27	33
16	23	27	32	40	24	24	28	28	36
17	24	28	33	41	25	25	29	29	39
18	25	29	34	42	26	26	30	30	42
19	26	30	35	43	27	27	31	31	45
20	27	31	36	44	28	28	32	32	45
21	28	32	37	45	29	29	33	33	45
22	29	33	38	46	30	30	34	34	45
23	30	35	39	47	31	31	35	35	45
24	31	36	40	48	32	32	36	36	45
25	32	36	41	49	33	33	37	37	45
26	32	37	42	50	34	34	38	38	45
27	33	39	43	51	35	35	39	39	45

28	34	40	44	52	36	36	40	40	45
29	35	41	45	53	37	37	41	43	45
30	37	42	46	54	38	38	42	49	45
31	37	43	47	55	39	39	43	55	45
32	38	43	48	56	40	40	44	62	45
33	39	45	49	57	41	41	45	69	45
34	41	45	50	58	42	42	46	69	45
35	42	46	51	59	43	43	47	69	45
36	43	47	52	60	44	44	48	69	45
37	44	48	53	61	45	45	49	69	45
38	45	49	54	62	46	46	50	69	45
39	47	50	55	63	47	47	51	69	45
40	48	51	56	64	48	48	52	69	45
41	49	52	57	65	49	49	54	69	45
42	50	53	58	66	50	50	56	69	
43	51	54	59	67	51	51	58	69	
44	52	55	60	68	52	52	68	69	
45	53	56	61	70	53	53	79	69	
46	54	57	62	72	54	54	82		
47	55	58	63	74	55	55	85		
48	56	59	64	76	56	56	85		
49	57	60	65	77	57	59	85		
50	58	61	66	78	58	62	85		
51	59	62	67	79	59	65	85		
52	60	64	68	80	60	75	85		
53	61	65	69	81	61	87	85		
54	62	66	70	82	62	90	85		
55	63	67	71	83	63	93	85		
56	64	68	72	84	64	96	85		
57	65	69	73	86	65	99	85		
58	66	70	74	88	66	100	85		
59	67	71	75	90	67	101	85		
60	68	72	76	92	68	101	85		
61	69	73	77	95	69	101	85		
62	70	74	78	98	70	101	85		
63	71	75	79	101	71	101	85		
64	72	76	80	104	72	101	85		
65	73	77	81	105	73	101	85		
66	74	78	82	106	74	101	85		

67	75	79	83	107	75	101	85		
68	76	80	84	116	78	101	85		
69	77	81	86	125	79	101	85		
70	78	82	88	128	80	101			
71	79	83	90	129	81	101			
72	80	84	92	129	82	101			
73	81	85	93	129	83	101			
74	82	86	94	129	84	101			
75	83	87	95	129	85	101			
76	84	88	96	129	86	101			
77	85	89	97	129	87	101			
78	86	90	98	129	88	101			
79	87	91	99	129	89	101			
80	88	92	100	129	90	101			
81	90	93	101	129	91	101			
82	92	94	102	129	92	101			
83	94	95	103	129	93	101			
84	96	96	104	129	94	101			
85	97	97	105	129	95	101			
86	98	98	106	129	96				
87	99	99	107	129	97				
88	100	100	108	129	98				
89	101	102	110	129	99				
90	102	104	112	129	100				
91	103	106	114	129	101				
92	104	108	116	129	102				
93	106	109	118	129	103				
94	108	110	120	129	104				
95	110	111	122	129	105				
96	112	112	132	129	105				
97	114	113	137	129	105				
98	116	114	138	129	105				
99	118	115	139	129	105				
100	120	116	141	129	105				
101	122	119	141	129	105				
102	124	122	141	129					
103	125	125	141	129					
104	125	128	141	129					
105	125	129	141	129					

106	125	129	141																	
107	125	129	141																	
108	125	129	141																	
109	125	129	141																	
110	125	129	141																	
111	125	129	141																	
112	125	129	141																	
113	125	129	141																	
114	125	129	141																	
115	125	129	141																	
116	125	129	141																	
117	125	129	141																	
118	125	129	141																	
119	125	129	141																	
120	125	129	141																	
121	125	129	141																	
122	125	129	141																	
123	125	129	141																	
124	125	129	141																	
125	125	129	141																	
126	125	129	141																	
127	125	129	141																	
128	125	129	141																	
129	125	129	141																	
130		129																		
131		129																		
132		129																		
133		129																		
134		129																		
135		129																		
136		129																		
137		129																		
138		129																		
139		129																		
140		129																		
141		129																		

3 教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	53	41
2	22	54	42
3	23	55	43
4	24	56	44
5	25	57	45
6	26	58	46
7	27	59	47
8	28	60	48
9	29	61	49
10	30	62	50
11	31	63	51
12	32	64	52
13	33	65	53
14	34	66	54
15	35	67	55
16	36	68	56
17	37	69	57
18	38	70	58
19	39	71	59
20	40	72	60
21	41	73	61
22	42	74	62
23	43	75	63
24	44	76	64
25	45	77	66
26	46	78	68
27	47	79	70
28	48	80	72
29	50	81	74
30	52	82	76
31	54	83	78
32	56	84	80
33	58	85	84
34	60	86	88
35	62	87	92

36	64	88	96
37	66	89	97
38	68	90	97
39	70	91	97
40	72	92	97
41	73	93	97
42	74	94	97
43	75	95	97
44	76	96	97
45	78	97	97
46	80	98	97
47	82	99	97
48	84	100	97
49	86	102	97
50	88	104	97
51	90	106	97
52	92	108	97
53	94	110	97
54	96	112	97
55	98	114	97
56	100	116	97
57	103	124	97
58	106	132	97
59	109	142	97
60	112	148	97
61	117	150	97
62	122	152	
63	127	153	
64	132	153	
65	138	153	
66	144	153	
67	150	153	
68	153	153	
69	153	153	
70	153	153	
71	153	153	
72	153	153	
73	153	153	
74	153	153	

75	153	153	
76	153	153	
77	153	153	
78	153	153	
79	153	153	
80	153	153	
81	153	153	
82	153	153	
83	153	153	
84	153	153	
85	153	153	
86	153	153	
87	153	153	
88	153	153	
89	153	153	
90	153	153	
91	153	153	
92	153	153	
93	153	153	
94	153	153	
95	153	153	
96	153	153	
97	153	153	
98	153		
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		

114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		
138	153		
139	153		
140	153		
141	153		
142	153		
143	153		
144	153		
145	153		
146	153		
147	153		
148	153		
149	153		
150	153		
151	153		
152	153		
153	153		

4 研究職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	21	33	17	21
2	22	34	18	22
3	23	35	19	23
4	24	36	20	24
5	25	37	21	25
6	26	38	22	26
7	27	39	23	27
8	28	40	24	28
9	29	41	25	29
10	30	42	26	30
11	31	43	27	31
12	32	44	28	32
13	33	45	29	33
14	34	46	30	34
15	35	47	31	35
16	36	48	32	36
17	37	50	33	37
18	38	52	34	38
19	39	54	35	39
20	40	56	36	40
21	41	58	37	41
22	42	60	38	42
23	43	62	39	43
24	44	64	40	44
25	46	66	41	46
26	48	68	42	48
27	50	70	43	50
28	52	72	44	52
29	53	74	46	54
30	54	76	48	56
31	55	78	50	58
32	56	80	52	60
33	58	83	54	62
34	60	86	56	64
35	62	89	58	66

36	64	92	60	68
37	66	95	61	70
38	68	98	62	72
39	70	101	63	73
40	72	106	64	73
41	74	111	66	73
42	76	116	68	73
43	78	121	70	73
44	80	121	73	73
45	81	121	76	73
46	82	121	79	73
47	83	121	82	73
48	84	121	84	73
49	85	121	86	73
50	86	121	88	73
51	87	121	89	73
52	88	121	89	73
53	89	121	89	73
54	90	121	89	73
55	91	121	89	73
56	92	121	89	73
57	93	121	89	73
58	94	121	89	73
59	95	121	89	73
60	96	121	89	73
61	97	121	89	73
62	98	121	89	73
63	99	121	89	73
64	100	121	89	73
65	102	121	89	73
66	104	121	89	73
67	106	121	89	73
68	108	121	89	73
69	111	121	89	73
70	114	121	89	73
71	117	121	89	73
72	120	121	89	73
73	121	121	89	73
74	121	121		73

75	121	121		
76	121	121		
77	121	121		
78	121	121		
79	121	121		
80	121	121		
81	121	121		
82	121	121		
83	121	121		
84	121	121		
85	121	121		
86	121	121		
87	121	121		
88	121	121		
89	121	121		
90	121	121		
91	121	121		
92	121	121		
93	121	121		
94	121	121		
95	121	121		
96	121	121		
97	121	121		
98	121	121		
99	121	121		
100	121	121		
101	121	121		
102	121	121		
103	121	121		
104	121	121		
105	121	121		
106	121	121		
107	121	121		
108	121	121		
109	121	121		
110	121	121		
111	121	121		
112	121	121		
113	121	121		

114	121			
115	121			
116	121			
117	121			
118	121			
119	121			
120	121			
121	121			

5 医療職給料表 (一) 降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	17	25
2	22	18	26
3	23	19	27
4	24	20	28
5	25	21	29
6	26	22	30
7	27	23	31
8	28	24	32
9	29	25	33
10	30	26	34
11	31	27	35
12	32	28	36
13	33	29	37
14	34	30	38
15	35	31	39
16	36	32	40
17	37	33	41
18	38	34	42
19	39	35	43
20	40	36	44
21	41	37	45
22	42	38	46
23	43	39	47
24	44	40	48
25	45	41	49

26	46	42	50
27	47	43	51
28	50	44	52
29	53	45	53
30	56	46	54
31	59	47	55
32	62	48	56
33	65	49	57
34	65	50	58
35	65	51	59
36	65	52	60
37	65	54	62
38	65	56	64
39	65	58	66
40	65	60	68
41	65	62	70
42	65	64	74
43	65	66	78
44	65	68	82
45	65	71	86
46	65	74	88
47	65	77	89
48	65	82	89
49	65	87	89
50	65	92	89
51	65	97	89
52	65	97	89
53	65	97	89
54	65	97	89
55	65	97	89
56	65	97	89
57	65	97	89
58	65	97	89
59	65	97	89
60	65	97	89
61	65	97	89
62	65	97	89
63	65	97	89
64	65	97	89

65	65	97	89
66	65	97	
67	65	97	
68	65	97	
69	65	97	
70	65	97	
71	65	97	
72	65	97	
73	65	97	
74	65	97	
75	65	97	
76	65	97	
77	65	97	
78	65	97	
79	65	97	
80	65	97	
81	65	97	
82	65	97	
83	65	97	
84	65	97	
85	65	97	
86	65	97	
87	65	97	
88	65	97	
89	65	97	
90	65		
91	65		
92	65		
93	65		
94	65		
95	65		
96	65		
97	65		

6 医療職給料表 (二) 降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給					
	1級	2級	3級	4級	5級	6級

1	21	17	13	17	17	17	17
2	22	18	14	18	18	18	18
3	23	19	15	19	19	19	19
4	24	20	16	20	20	20	20
5	25	21	17	21	21	21	21
6	26	22	18	22	22	22	22
7	27	23	19	23	23	23	23
8	28	24	20	24	24	24	24
9	29	25	21	25	25	25	25
10	30	26	22	26	26	26	26
11	31	27	23	27	27	27	27
12	32	28	24	28	28	28	28
13	33	29	25	29	29	29	29
14	34	30	26	30	30	30	30
15	35	31	27	31	31	31	31
16	36	32	28	32	32	32	32
17	37	33	29	33	33	33	33
18	38	34	30	34	34	34	34
19	39	35	31	35	35	35	35
20	40	36	32	36	36	36	36
21	41	37	33	37	37	37	38
22	42	38	34	38	38	38	40
23	43	39	35	39	39	39	42
24	44	40	36	40	40	40	44
25	45	41	37	41	41	41	50
26	46	42	38	42	42	42	56
27	47	43	39	43	43	43	62
28	48	44	40	44	44	44	76
29	50	45	41	45	45	45	80
30	52	46	42	46	46	46	84
31	54	47	43	47	47	47	85
32	56	48	44	48	48	48	85
33	57	49	45	50	50	50	85
34	58	50	46	52	52	52	85
35	59	51	47	54	54	54	85
36	60	52	48	56	56	56	85
37	62	53	49	57	57	59	85
38	64	54	50	58	58	62	85
39	66	55	51	59	65	85	85

40	68	56	52	60	69	85
41	70	57	53	63	73	85
42	72	58	54	66	77	85
43	74	59	55	69	81	85
44	76	60	56	72	88	85
45	78	61	57	76	90	85
46	80	62	58	80	92	85
47	82	63	59	84	94	85
48	84	64	60	90	96	85
49	85	65	61	96	98	85
50	85	66	62	102	100	85
51	85	67	63	105	101	85
52	85	68	64	105	101	85
53	85	70	65	105	101	85
54	85	72	66	105	101	
55	85	74	67	105	101	
56	85	76	68	105	101	
57	85	78	69	105	101	
58	85	80	70	105	101	
59	85	82	71	105	101	
60	85	84	72	105	101	
61	85	91	74	105	101	
62	85	98	76	105	101	
63	85	105	78	105	101	
64	85	105	80	105	101	
65	85	105	82	105	101	
66	85	105	84	105	101	
67	85	105	86	105	101	
68	85	105	88	105	101	
69	85	105	89	105	101	
70	85	105	90	105	101	
71	85	105	91	105	101	
72	85	105	92	105	101	
73	85	105	94	105	101	
74	85	105	113	105	101	
75	85	105	113	105	101	
76	85	105	113	105	101	
77	85	105	113	105	101	
78	85	105	113	105	101	

79	85	105	113	105	101
80	85	105	113	105	101
81	85	105	113	105	101
82	85	105	113	105	101
83	85	105	113	105	101
84	85	105	113	105	101
85	85	105	113	105	101
86	85	105	113	105	
87	85	105	113	105	
88	85	105	113	105	
89	85	105	113	105	
90	85	105	113	105	
91	85	105	113	105	
92	85	105	113	105	
93	85	105	113	105	
94	85	105	113	105	
95	85	105	113	105	
96	85	105	113	105	
97	85	105	113	105	
98	85	105	113	105	
99	85	105	113	105	
100	85	105	113	105	
101	85	105	113	105	
102	85	105	113		
103	85	105	113		
104	85	105	113		
105	85	105	113		
106		105			
107		105			
108		105			
109		105			
110		105			
111		105			
112		105			
113		105			

7 医療職給料表 (三) 降格時号給対応表

降格した日の	降	格	後	の	号	給
--------	---	---	---	---	---	---

前日に受けていた号船	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1	17	25	13	17	21	17
2	17	26	14	18	22	18
3	17	27	15	19	23	19
4	18	28	16	20	24	20
5	19	29	17	21	25	21
6	20	30	18	22	26	22
7	21	31	19	23	27	23
8	22	32	20	24	28	24
9	23	33	21	25	29	25
10	24	34	22	26	30	26
11	26	35	23	27	31	27
12	27	36	24	28	32	28
13	28	37	25	29	33	29
14	29	38	26	30	34	30
15	30	39	27	31	35	31
16	31	40	28	32	36	32
17	33	41	29	33	37	33
18	34	42	30	34	38	34
19	35	43	31	35	39	35
20	36	44	32	36	40	36
21	37	45	33	37	41	37
22	38	46	34	38	42	38
23	39	47	35	39	43	39
24	40	48	36	40	44	40
25	41	49	37	41	45	41
26	42	50	38	42	46	42
27	43	51	39	43	47	43
28	44	52	40	44	48	44
29	45	53	41	45	50	45
30	46	54	42	46	52	46
31	47	55	43	47	54	47
32	48	56	44	48	56	48
33	49	57	45	49	58	49
34	50	58	46	50	60	50
35	51	59	47	51	62	51
36	52	60	48	52	64	56
37	53	61	49	53	66	61

38	54	62	50	54	68	66
39	55	63	51	55	70	69
40	56	64	52	56	72	72
41	57	65	53	57	78	74
42	58	66	54	58	84	76
43	59	67	55	59	90	77
44	60	68	56	60	96	77
45	61	69	57	61	98	77
46	62	70	58	62	100	77
47	63	71	59	63	101	77
48	64	72	60	64	101	77
49	65	73	61	65	101	77
50	66	74	62	66	101	77
51	67	75	63	67	101	77
52	68	76	64	68	101	77
53	69	77	65	69	101	77
54	70	78	66	70	101	77
55	71	79	67	71	101	77
56	72	80	68	72	101	77
57	73	81	69	73	101	77
58	74	82	70	74	101	77
59	75	83	71	75	101	77
60	76	84	72	76	101	77
61	77	85	73	77	101	77
62	78	86	74	78	101	77
63	79	87	75	79	101	77
64	80	88	76	80	101	77
65	82	89	77	82	101	77
66	84	90	78	84	101	77
67	86	91	79	86	101	77
68	88	92	80	88	101	77
69	89	93	81	89	101	77
70	90	94	82	90	101	77
71	91	95	83	91	101	77
72	92	96	84	92	101	77
73	94	97	85	94	101	77
74	96	98	86	96	101	77
75	98	99	87	98	101	77
76	100	100	88	100	101	77

77	101	101	89	113	101	
78	102	102	90	113		
79	103	103	91	113		
80	104	104	92	113		
81	108	107	93	113		
82	112	110	94	113		
83	116	113	95	113		
84	120	116	96	113		
85	124	120	98	113		
86	128	124	100	113		
87	132	128	102	113		
88	136	132	104	113		
89	140	135	105	113		
90	144	140	106	113		
91	148	145	107	113		
92	152	150	110	113		
93	156	153	113	113		
94	160	153	116	113		
95	164	153	119	113		
96	168	153	122	113		
97	169	153	125	113		
98	169	153	125	113		
99	169	153	125	113		
100	169	153	125	113		
101	169	153	125	113		
102	169	153	125			
103	169	153	125			
104	169	153	125			
105	169	153	125			
106	169	153	125			
107	169	153	125			
108	169	153	125			
109	169	153	125			
110	169	153	125			
111	169	153	125			
112	169	153	125			
113	169	153	125			
114	169	153				
115	169	153				

116	169	153				
117	169	153				
118	169	153				
119	169	153				
120	169	153				
121	169	153				
122	169	153				
123	169	153				
124	169	153				
125	169	153				
126	169					
127	169					
128	169					
129	169					
130	169					
131	169					
132	169					
133	169					
134	169					
135	169					
136	169					
137	169					
138	169					
139	169					
140	169					
141	169					
142	169					
143	169					
144	169					
145	169					
146	169					
147	169					
148	169					
149	169					
150	169					
151	169					
152	169					
153	169					

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則別表第一から別表第八までに規定する職務の内容により職務の級が決定されている職員であつて、施行日の前日から引き続き在職するものについての改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第一から別表第八までの規定の適用については、昇格又は降格により職務の級が決定されるまでの間は、なお従前の例による。
(施行日における降格の特例)

3 施行日において降格をする職員の降格後の号給の決定についての改正後の規則第二十五条第一項の規定の適用については、「その者に適用される給料表の別に応じ、その降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表(別表第二十九)の降格後の号給欄に定める号給」とあるのは、「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)」とする。
(採用給与課)

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第三十一号

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 市町村立学校職員給与条例第四条の二第二項の規定による等級別基準職務表に掲げる職務と複雑、困難及び責任の度が同程度の職務は、小学校・中学校教育職給料表等級別職務表(別表第二)に定めるとおりとし、その名称に表示されている給料表の適用を受ける職員に適用する。
第六条の二の表第二十四条第一項の項の次に次のように加える。

第二十五条第一項	降格時号給対応表 (別表第二十九)	市町村立学校職員初任給規則別表第八に定める降格時号給対応表
----------	----------------------	-------------------------------

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 削除

別表第二(第二条関係)

小学校・中学校給料表等級別職務表

職務の級	等級別基準職務表に掲げる職務と同程度の職務
二級	指導主事の職務
三級	一 主任指導主事の職務 二 困難な業務を行う指導主事の職務
四級	困難な業務を行う主任指導主事の職務

別表第七の次に次の一表を加える。

別表第八(第6条の2関係)

降格時号給対応表

1 高等学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の前日に受けていた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	21	53	41
2	22	54	42
3	23	55	43
4	24	56	44
5	25	57	45
6	26	58	46
7	27	59	47
8	28	60	48
9	29	61	49
10	30	62	50
11	31	63	51
12	32	64	52
13	33	65	53
14	34	66	54
15	35	67	55
16	36	68	56
17	37	69	57
18	38	70	58

19	39	71	59
20	40	72	60
21	41	73	61
22	42	74	62
23	43	75	63
24	44	76	64
25	45	77	66
26	46	78	68
27	47	79	70
28	48	80	72
29	50	81	74
30	52	82	76
31	54	83	78
32	56	84	80
33	58	85	84
34	60	86	88
35	62	87	92
36	64	88	96
37	66	89	97
38	68	90	97
39	70	91	97
40	72	92	97
41	73	93	97
42	74	94	97
43	75	95	97
44	76	96	97
45	78	97	97
46	80	98	97
47	82	99	97
48	84	100	97
49	86	102	97
50	88	104	97
51	90	106	97
52	92	108	97
53	94	110	97
54	96	112	97
55	98	114	97
56	100	116	97
57	103	124	97

58	106	132	97
59	109	142	97
60	112	148	97
61	117	150	97
62	122	152	
63	127	153	
64	132	153	
65	138	153	
66	144	153	
67	150	153	
68	153	153	
69	153	153	
70	153	153	
71	153	153	
72	153	153	
73	153	153	
74	153	153	
75	153	153	
76	153	153	
77	153	153	
78	153	153	
79	153	153	
80	153	153	
81	153	153	
82	153	153	
83	153	153	
84	153	153	
85	153	153	
86	153	153	
87	153	153	
88	153	153	
89	153	153	
90	153	153	
91	153	153	
92	153	153	
93	153	153	
94	153	153	
95	153	153	
96	153	153	

97	153	153	
98	153		153
99	153		
100	153		
101	153		
102	153		
103	153		
104	153		
105	153		
106	153		
107	153		
108	153		
109	153		
110	153		
111	153		
112	153		
113	153		
114	153		
115	153		
116	153		
117	153		
118	153		
119	153		
120	153		
121	153		
122	153		
123	153		
124	153		
125	153		
126	153		
127	153		
128	153		
129	153		
130	153		
131	153		
132	153		
133	153		
134	153		
135	153		
136	153		
137	153		

138	153		
139	153		
140	153		
141	153		
142	153		
143	153		
144	153		
145	153		
146	153		
147	153		
148	153		
149	153		
150	153		
151	153		
152	153		
153	153		

2 小学校・中学校教育職給料表降格時号給対応表

降格した日の 前日に受けて いた号給	降 格 後 の 号 給		
	1 級	2 級	3 級
1	9	49	57
2	10	50	58
3	10	51	59
4	11	52	60
5	12	53	61
6	13	54	62
7	14	55	63
8	15	56	64
9	16	57	65
10	17	58	66
11	18	59	67
12	19	60	68
13	20	61	69
14	21	62	70
15	23	63	71
16	24	64	72
17	25	65	73

18	26	66	74
19	27	67	75
20	28	68	80
21	29	69	85
22	30	70	90
23	31	71	96
24	32	72	100
25	33	73	104
26	34	74	108
27	35	75	112
28	36	76	113
29	37	77	113
30	38	78	113
31	39	79	113
32	40	80	113
33	41	81	113
34	42	82	113
35	43	83	113
36	44	84	113
37	45	85	113
38	46	86	113
39	47	87	113
40	48	88	113
41	50	89	113
42	52	90	113
43	54	91	113
44	56	92	113
45	58	93	113
46	60	94	113
47	62	95	113
48	64	96	113
49	66	97	113
50	68	98	113
51	70	99	113
52	72	100	113
53	73	101	113
54	74	102	113
55	75	103	113
56	76	104	113

57	78	105	113
58	80	106	113
59	82	107	113
60	84	108	113
61	87	110	113
62	90	112	
63	93	114	
64	96	116	
65	101	117	
66	106	118	
67	111	119	
68	116	120	
69	119	122	
70	122	124	
71	125	126	
72	125	128	
73	125	131	
74	125	140	
75	125	152	
76	125	156	
77	125	159	
78	125	162	
79	125	165	
80	125	165	
81	125	165	
82	125	165	
83	125	165	
84	125	165	
85	125	165	
86	125	165	
87	125	165	
88	125	165	
89	125	165	
90	125	165	
91	125	165	
92	125	165	
93	125	165	
94	125	165	
95	125	165	

96	125	165	
97	125	165	
98	125	165	
99	125	165	
100	125	165	
101	125	165	
102	125	165	
103	125	165	
104	125	165	
105	125	165	
106	125	165	
107	125	165	
108	125	165	
109	125	165	
110	125	165	
111	125	165	
112	125	165	
113	125	165	
114	125		
115	125		
116	125		
117	125		
118	125		
119	125		
120	125		
121	125		
122	125		
123	125		
124	125		
125	125		
126	125		
127	125		
128	125		
129	125		
130	125		
131	125		
132	125		
133	125		
134	125		
135	125		
136	125		

137	125		
138	125		
139	125		
140	125		
141	125		
142	125		
143	125		
144	125		
145	125		
146	125		
147	125		
148	125		
149	125		
150	125		
151	125		
152	125		
153	125		
154	125		
155	125		
156	125		
157	125		
158	125		
159	125		
160	125		
161	125		
162	125		
163	125		
164	125		
165	125		

附 則

1 (施行期日)

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 (経過措置)

この規則の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに改正前の市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則別表第一及び別表第二に規定する職務の内容により職務の級が決定されている学校職員であつて、施行日の前日から引き続き在職するものについての改正後の市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(以下「改正後の規則」という。)別表第一及び別表第二の規

定の適用については、昇格又は降格により職務の級が決定されるまでの間は、なお従前の例による。

(施行日における降格の特例)

3 施行日において降格をする学校職員の降格後の号給の決定については、改正後の規則第六條の二の規定にかかわらず、市町村立学校職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則第一條第二項の規定により福島県教育委員会の所管に属する県立学校職員の例によるものとされる初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(平成二十八年福島県人事委員会規則第三十号)による改正後の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則(昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号。以下「改正初任給規則」という。)第二十五條第一項の規定により決定するものとする。この場合において、改正初任給規則第二十五條第一項中「その者に適用される給料表の別に応じ、その降格した日の前日に受けていた号給に対応する降格時号給対応表(別表第二十九)の降格後の号給欄に定める号給」とあるのは、「降格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給(同じ額の号給がないときは、直近下位の額の号給)」とする。

(採用給与課)

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第三十二号

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付研究員の採用等に関する規則(平成十三年福島県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第五條第三項及び第五項」を「第五條第六項」に、「並びに」を「及び」に改める。

第四條を次のように改める。

第四條 削除

第五條中「第五條第五項」を「第五條第六項」に、「又は第四項」を「から第五項まで」に改める。

第七條第一項中「第一号任期付研究員」の下に「(条例第五條第一項に規定する第一号任期付研究員をいう。以下同じ。)」を加える。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(採用給与課)

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第三十三号

一般職の任期付職員の採用等に関する規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する規則(平成十四年福島県人事委員会規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第一條中「第八條第二項及び第四項並びに」を「第八條第四項及び」に改める。
第三條を次のように改める。

第三條 削除

第四條中「特定任期付職員」の下に「(条例第八條第一項に規定する特定任期付職員をいう。以下同じ。)」を加える。

第六條第一項中「職員の任用に関する規則(昭和三十年福島県人事委員会規則第四号)第三條第一項及び第二項」を「職員の採用試験に関する規則(昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号)第三條第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(採用給与課)

平成二十七年改正条例第十一号附則第三項から第五項までの規定による給料の切替えに関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十八年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 今野 順 夫

福島県人事委員会規則第三十四号

平成二十七年改正条例第十一号附則第三項から第五項までの規定による給料の切替えに関する規則の一部を改正する規則

平成二十七年改正条例第十一号附則第三項から第五項までの規定による給料の切替えに関する規則(平成二十七年福島県人事委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二條中第六号を第七号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。

三 切替日以降に降号(職員の号給を同一の職務の級の下の号給に変更することをいう。次條第一項第二号において同じ。)をした職員

第三條第一項第二号を次のように改める。

二 降格をした場合(第六号に掲げる場合を除く。)又は降号をした場合 切替日の前日においてその者が受けていた給料月額に相当する額から、当該降格又は降号をした日に当該降格又は降号がないものとした場合に同日に受けることとなる号給に対応する給料月額に相当する額と当該降格又は降号後に受けることとなる号給に対応する給料月額との差額に相当する額(降格又は降号を二回以上した場合にあつて

は、それぞれの当該差額に相当する額を合算した額）を減じた額

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、降格（平成二十七年改正条例第十一号附則第三項から第五項までの規定による給料の切替えに關する規則第二条第二号に規定する降格をいう。以下同じ。）をした職員に対する職員の給与の支給に關する条例の一部を改正する条例（平成二十七年福島県条例第十一号。以下「平成二十七年改正条例」という。）附則第四項の規定による給料の支給については、なお従前の例による。

(施行日における降格の特例)

3 施行日に降格をした職員については、改正後の平成二十七年改正条例第十一号附則第三項から第五項までの規定による給料の切替えに關する規則第三条第一項第二号の規定にかかわらず、当該職員の給料月額が平成二十七年三月三十一日に降格をしたものとした場合に初任給、昇格及び昇給等の基準に關する規則の一部を改正する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第三十号）による改正前の初任給、昇格及び昇給等の基準に關する規則（昭和三十六年福島県人事委員会規則第五号）第二十五条の規定の例により同日において受けることとなる給料月額に達しないこととなる場合には、その差額に相当する額を平成二十七年改正条例附則第四項の規定による給料として支給する。

(採用給与課)

福島県人事委員会訓令第2号

人事委員会事務局

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十八年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

福島県人事委員会事務局処務規程の一部を改正する訓令

福島県人事委員会事務局処務規程（昭和五十二年福島県人事委員会訓令第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一事務局長の専決事項の欄第十号から第十二号までを次のように改める。

十 職員に任用に關する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第十六号。以下「任用規則」という。）第五条から第八条までの規定による採用候補者名簿に係る作成、統合、削除及び復活

十一 任用規則第十三条の規定による採用候補者の揭示

十二 任用規則第二十条の規定による選考（標準的な職が課長の職制上の段階に属する職より下位の職制上の段階に属する職に係るもの及び標準的な職が警視の職制上

の段階に属する職より下位の職制上の段階に属する職に係るものに限る。）

別表第一事務局長の専決事項の欄第十三号から第十五号までを削り、第十六号を第十三号とし、第十七号を第十四号とし、第十八号を第十五号とし、同欄第十九号中「及び却下」を、「受験票の交付及び申込みの却下」に改め、同号を同欄第十六号とし、同欄第二十号を削り、同欄第二十一号中「試験員その他の」を削り、同号を同欄第十七号とし、同欄第二十二号中「及び通知」を削り、同号を同欄第十八号とし、同欄第二十三号を第十九号とし、第二十四号及び第二十五号を削り、同欄第二十六号中「及び審査問題」を削り、同号を同欄第二十号とし、同欄第二十七号を第二十一号とし、第二十八号から第四十二号までを第二十二号から第三十六号までとし、同号の次に次の五号を加える。

三十七 地方公務員法第三十八条の二第七項の規定による職員の届出又は第三者からの通報等の受理

三十八 地方公務員法第三十八条の三の規定による任命権者からの報告の受理

三十九 地方公務員法第三十八条の四第一項の規定による任命権者からの通知の受理

四十 地方公務員法第三十八条の四第二項（第三十八条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による任命権者からの調査経過の報告の受理

四十一 地方公務員法第三十八条の四第三項（第三十八条の五第二項において準用する場合を含む。）の規定による任命権者からの調査結果の報告の受理

別表第一事務局長の専決事項の欄第四十三号を第四十二号とし、第四十四号から第五十九号までを第四十三号から第五十八号までとする。

別表第一事務局次長の専決事項の欄第七号中「及び審査問題」を削り、同欄第八号を削り、同欄第九号を同欄第八号とする。

別表第一課長の専決事項の欄第十七号を第二十号とし、第十六号の次に次の三号を加える。

十七 試験規則第二十三条の規定による第二次試験の実施に係る通知

十八 試験規則第二十六条第二項の規定による採用試験の再実施に係る通知

十九 試験規則第二十九条の規定による合格者の発表及び通知

附 則

この訓令は、平成二十八年四月一日から施行する。

(総務審査課)

福島県人事委員会告示第三号

職員に任用に關する規則第三条第一項の試験に準ずる試験（昭和三十三年福島県人事委員会告示第二号）は、平成二十八年三月三十一日限り廃止する。

平成二十八年三月二十九日

福島県人事委員会

委員長 今 野 順 夫

(採用給与課)

官B

- 一 第一次試験
 - ア 教養試験及び作文試験の得点及び適否
 - イ 総合順位及び総合点
- 二 第二次試験
 - ア 口述試験の得点
 - イ 適性検査、体力検査、身体検査(測定方式)及び身体検査(持参方式)の適否
- ウ 総合順位

- 文試験の得点及び適否
- イ 総合順位及び総合点
- 二 第二次試験
 - ア 口述試験の得点
 - イ 適性検査、体力検査、身体検査(測定方式)及び身体検査(持参方式)の適否
- ウ 総合順位

を

を

警察官B

- 一 第一次試験
 - ア 教養試験及び作文試験の得点及び適否
 - イ 総合順位及び総合点
- 二 第二次試験
 - ア 口述試験の得点
 - イ 適性検査、体力検査及び身体検査の適否
- ウ 総合順位

- ア 教養試験及び論文試験の得点及び適否
- イ 総合順位及び総合点
- 二 第二次試験
 - ア 口述試験の得点
 - イ 適性検査、体力検査及び身体検査の適否
- ウ 総合順位

に

に改める。

(採用給与課)